

公益財団法人日本美術刀剣保存協会 評議員及び役員等の報酬等の支給基準並びに費用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人日本美術刀剣保存協会（以下「協会」という。）の定款第19条及び第35条の規定に基づき、評議員、役員並びに委員の報酬及び費用に関する必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第15条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第29条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち協会を主たる勤務場所とする者で、原則として各週3日以上勤務する者であって、各月協会通常業務日の5分の3以上の日数を勤務する理事をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうちで常勤役員以外の者をいう。
- (5) 委員とは、定款第49条に基づき設置される委員会を構成する者をいう。
- (6) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」という。)第5条第13号で定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務の執行に当たって、必要となる経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 協会は、評議員、役員及び委員の職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、別表1「常勤役員報酬月額表」に基づき、役員報酬を支給する。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第5条に規定する退職手当を支給することができる。

(報酬額の決定及び支給)

第4条 評議員、非常勤役員及び委員の報酬は、理事会、評議員会又は委員会に出席した場合、定款及び協会諸規程に基づく職務執行のため協会に出勤し

た場合若しくは協会外に出張した場合、又は協会が出席を依頼した行事に出席した場合について、1日当たり2万円を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬月額、理事については、別表1「常勤役員報酬月額表」のうちから、協会会長（以下「会長」という。）が理事会の承認を得て決めるものとする。監事については、別表1「常勤役員報酬月額表」のうちから、評議員会の決議によって決定するものとする。
- 3 常勤理事を2名以上の複数名とするときは、複数名の報酬の年換算総額について、評議員会の承認を得なければ前項の報酬を支給することができない。
- 4 常勤役員の報酬月額は、毎月10日（その日又はその日の前日が休日に当たるときは、その休日が始まる前の業務日）に支給する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、非常勤役員である会長については、月20万を毎月10日（その日又はその日の前日が休日に当たるときは、その休日が始まる前の業務日）に支給することができる。
- 6 評議員、非常勤役員及び委員の報酬は、第1項の出席又は出勤日に支払うものとする。
- 7 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。振込の場合、報酬を支給することとなった職務執行日の翌月10日（その日又はその日の前日が休日に当たるときは、その休日が始まる前の業務日）を振込日とする。
- 8 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（退職手当）

第5条 退職手当は、常勤役員として円満に勤務し、かつ、任期満了か辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する退職手当は、別表2「常勤役員退職手当支給基準」に基づき、退任の日における報酬月額に対する支給基準を乗じた額とする。ただし在職年数は、就任より4年間を上限とする。

（費用）

第6条 協会は、評議員、役員及び委員がその職務遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

（公表）

第7条 協会は、この規則を以て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に

関する法律（平成18年法律第49号）第20条第1項に定める報酬の支給基準として、公表するものとする。

（改 廃）

第8条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、公益財団法人日本美術刀剣保存協会の設立の登記の日から施行する。（平成24年4月1日施行）

附 則

この規則は、平成30年6月18日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年6月18日から施行する。

別表 1 常勤役員報酬月額表

号俸	月額(万円)	号俸	月額(万円)
1	10	16	40
2	12	17	42
3	14	18	44
4	16	19	46
5	18	20	48
6	20	21	50
7	22	22	52
8	24	23	54
9	26	24	56
10	28	25	58
11	30	26	60
12	32	27	62
13	34	28	64
14	36	29	66
15	38	30	68

別表 2 常勤役員退職手当支給基準

在職年数	報酬月額に対する支給基準
1年	0.7
2年	1.4
3年	2.1
4年	2.8